

南あわじ市認定地域クラブ（ミナ・カックラブ）の認定に関する
要綱

令和 8 年 7 月 1 日
教育委員会告示第 1 4 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7 年 12 月 22 日付け 7 ス庁第 1839 号）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、南あわじ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がスポーツ又は文化芸術活動を行う地域クラブ活動のうち、認定地域クラブ活動の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第 2 条 南あわじ市認定地域クラブ（以下「ミナ・カックラブ」という。）の認定を受けることができる地域クラブ活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、教育委員会が認定制度の別紙 1 「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」を基に作成した南あわじ市認定地域クラブ（ミ

ナ・カツクラブ) 認定要件確認書(様式第2号)により判断する。

- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に従い教育委員会が定める。

(認定申請)

第3条 ミナ・カツクラブとして認定を受けようとする地域クラブ活動の運営団体(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 南あわじ市認定地域クラブ(ミナ・カツクラブ) 誓約書兼申請書(様式第1号以下「誓約書兼申請書」という。)
- (2) 南あわじ市認定地域クラブ(ミナ・カツクラブ) 認定要件確認書(様式第2号)
- (3) 役員一覧(様式第3-1号)
- (4) 指導者一覧(様式第3-2号)
- (5) 会員(中学生)一覧(様式第3-3号)
- (6) 団体の規約又は会則等

- 2 教育委員会は、申請者に対し、前項に掲げるもののほか、申請内容を審査するために必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条第1項による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い、第2条第1項の認定要件を満たすと認めるときは、ミナ・カツクラブとして認定する。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定による認定をしたときは、南あわじ市認定地域クラブ(ミナ・カツクラブ) 認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前条の規定による認定をしないこととしたときは、南あわじ市認定地域クラブ(ミナ・カツクラブ) 不認定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 ミナ・カツクラブの認定の有効期間は、認定の効力が発生した日の属

する年度の翌々年度の末日までとする。

（変更の届出）

第7条 ミナ・カックラブは、申請内容に変更が生じたときは、速やかに南あわじ市認定地域クラブ（ミナ・カックラブ）変更届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第8条 ミナ・カックラブは、活動を休止しようとするときは、あらかじめ南あわじ市認定地域クラブ（ミナ・カックラブ）休止届出書（様式第7号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 ミナ・カックラブは、活動を廃止しようとするときは、あらかじめ南あわじ市認定地域クラブ（ミナ・カックラブ）認定取消し申出書（様式第8号）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、ミナ・カックラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する認定要件を満たさなくなつたと認める場合であつて、指導助言等によつても、その改善を期待することができないとき。
- (3) ミナ・カックラブから前条の規定により認定取消しの申出があつたとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、南あわじ市認定地域クラブ（ミナ・カックラブ）認定取消通知書（様式第9号）により、当該ミナ・カックラブに通知するものとする。

（ミナ・カックラブ活動に対する指導助言等）

第11条 教育委員会は、ミナ・カックラブに対し、定期的に取り組状況等の報告を求め、ヒアリングや現地確認等を行うことにより、その活動状況を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（補則）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年度末までの間は、教育委員会は地域クラブが第 2 条各号に掲げる認定要件のうち、第 4 号又は第 6 号を満たしていない場合（指導者研修未受講、役員定数不足等）であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブの運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。ただし、申請後 1 年以内に要件を満たすことを条件とする。